

露店開設の皆様へ

露店等開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

- 1 開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）や消防用機械器具庫の出入り口から離れた場所（5m以上）に設置すること。
- 2 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難経路に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 火気器具等を使う露店等には、店舗ごとに消火器を設置し、その他の露店等には、水バケツ等の消火準備を整え、取扱方法等を徹底すること。
- 4 対象火気器具は、石膏ボード等の不燃性のものの上で使用すること。
- 5 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 6 LPガス、カセットこんろ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 7 携帯発電機は、原則使用しないこと。やむを得ず、携帯発電機や危険物容器を使用する場合は、消火器を設置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 8 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをするように徹底すること。
- 9 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 10 実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、消防署に連絡すること。